

令和5年度第1回適正化事業諮問委員会（書面決議）議事録

一般社団法人北海道貸切バス適正化センター
会長 田 村 亨

令和5年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画について、国土交通省通達発出に伴う所要の変更を行うため、令和5年度第1回適正化事業諮問委員会（以下、委員会）を、適正化事業諮問委員会運営規程第9条第3項に基づき、下記のとおり書面にて開催した。

記

1. 開催方法
諮問委員（以下、委員）へ委員会資料を送付し、書面により賛否を求めた。
2. 審議期間
令和5年11月10日（金）～11月20日（月）
3. 審議及び議決事項
令和5年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画の変更
4. 委員会成立報告及び議事録署名人の選任
委員4名中4名から書面表決書の提出があり、委員会は成立した。
また、議事録署名を行うため、加藤委員、武野委員が議事録署名人に指名された。
5. 提出された質問等
別紙のとおり
6. 表決結果
同意4票、不同意0票

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人が記名押印する。

令和5年11月20日

議事録署名人 加 藤 裕 幸

議事録署名人 武 野 伸 二

《委員からの質問等》

武野委員

ご質問1

- ・令和5年度の「巡回指導等の運用方針（以下、運用方針）」に基づく、優良営業所に対する特例に関して、令和6年度以降の実施方法はどのようになりますか。

回答1

- ・令和6年度以降の実施方法については、令和6年度の運用方針を受けての対応となるため、「現時点では未定」という回答とさせていただきます。
- ・例年であれば運用方針は、事前照会を経て1月末頃までに正式発出され、事業計画に反映を行っております（令和5年度は異例の7月発出）。

ご質問2

- ・「届出運賃の適正な収受が『否』の営業所」とは何を指しますか。

回答2

- ・事業者があらかじめ届け出ている運賃額及び方法で収受していないため、届出運賃の適正な収受を「否」と判定した営業所を指しており、「否」とした主な事例を以下に挙げます。
→実際の運行に基づき運賃を収受していない（見積もり時点のままで運賃を収受し、実際の走行距離等により再計算し精算を行っていない）。
- 休憩（待機）時間分の運賃を収受していない。
- ・回送運行分の運賃を収受していない。

ご質問3

- ・令和5年度の運用方針に基づく、特定の営業所に対する法令遵守状況の確認に関して、再度の巡回指導でも未改善である営業所を運輸局へ報告するとあるが、その効果など意味するところを教えてください。

回答3

- ・優良と推認される営業所を巡回指導から除外する一方、再度の巡回指導で未改善である営業所を運輸局へ報告し、運輸局が監査を行う仕組みを作ることで、法令違反を繰り返す者に対する抑止効果に繋がるものと考えております。

ご質問4

- ・優良営業所に対する特例を実施した場合、巡回指導の実施件数が大きく減じるようになりますか。

回答4

- ・優良営業所として令和5年度の巡回指導対象から除外される営業所数は約60で、当初計画数247箇所から減となります。
- ・その一方で、再度の巡回指導が追加されることとなります。